

TCフォーラム第十一回定期総会・シンポジウム開催

塩崎潤氏(元大蔵省主税局長)が「納税者権利憲章」の必要性について特別講演

去る五月二四日、東京四谷の主婦会館プラザエフにおいて、第十一回定期総会およびシンポジウムが開催された。当日は全国各地から研究者、税理士、弁護士、中小事業者、市民団体の役員など約六〇名が参加し、わが国の納税者権利憲章制定について熱い議論が行われた。とくにシンポジウムでは塩崎潤氏(元大蔵省主税局長・元自民党衆議院議員)が「なぜ納税者権利憲章は必要か」と題して講演し、会場は熱気に包まれた。

第一部 定期総会

総会は益子良一(事務局・税理士)の司会の下に進められ、北野弘久代表委員(日本大学名誉教授)の挨拶のあと、一年間の活動報告と収支決算を湖東京至(事務局長・関東学院大学教授)が提案し(別掲)、原案のとおり承認された。なお、収支決算については会計監査の坂内直治(税理士)からい

ずれも適正である旨監査報告がなされた。
つづいて本年度の活動方針を吉本貢(事務局次長・税理士)が提案した(別掲)。その中で、本年度の活動の重点として、国会内では与野党議員による議員連盟の結成を目指すこと、院外の活動としては、地元国会議員に対する「請願書」の紹介議員になつてもらう要請運動を展開すること、弁護士会・税理士会、世界の納税者団体と連携した大きな運動を展開していくこと、が提案され承認された。また本年度の予算案についても同氏から提案され承認された。

つぎに、会の発足以来、新宿区三栄町九番地N I Kビル(税制経営研究所内)に置いていた事務局を、中野区東中野四の二の一〇(湖東事務局長のところ)に変更する旨、会則の変更を行うことが提案され、承認された。
最後に本年度の役員につき、おおむね前年度の体制を引き継ぐこととする提案があり、承認された(役員名簿は別掲)。



▲ 参加者からの質問に答える塩崎潤先生、会場は熱気につつまれた。



▲ 納税者権利憲章はどうしても必要だと力説する塩崎潤先生

第二部 シンポジウム

シンポジウムは、元大蔵省主税局長・元経済企画庁長官の塩崎潤氏から「なぜ納税者権利憲章は必要か」と題して一時間の特別講演と質疑を、つぎに『世界の納税者権利憲章』出版に際して行つた取材の裏話を各著者から、また、特別報告として日弁連納税者権利憲章調査研究委員会副委員長の山下清兵衛弁護士から日弁連の納税者権利憲章案作成過程の紹介があった。

塩崎潤氏の講演に先立ち北野弘久代表委員から、塩崎氏は現在八六歳の高齢にもかかわらず、納税者権利憲章制定の必要性を説くなど税制・税務行政など幅広い分野で活躍中であり、TCフォーラムの総会・シンポジウムに相応しい講師である旨、紹介があった。

塩崎潤先生の講演要旨

塩崎先生はまず、納税者の権利憲章を制定することは世界の趨勢であり、すでに隣国の韓国でも一九九六年十二月の定期国会で国税基本法(わが国の国税通則法)に納税者の権利の項を新設したことを紹介し、日本は世界の大国に大きく遅れていると指摘した。

先進諸国が納税者権利憲章を制定した背景には、国民所得に対する税負担の増加や各種税制が賦課課税制度から申告納税制度に転換したこと、税制・税法が複雑化したことがあげられるとし、もはや、この考えは極めて一般的になっていると力説した。

これに対し、わが国では法制度上、納税者の権利は存在しない。歴代内閣は「すでにわが国には納税者の権利保護を必要としないほど、税務行政上、納税者は保護されている」というが、これは誤りである。税務当局は、昭和三八年に最高裁が出した「青色申告に対する更正処分理由付記義務違反に対する更正処分無効判決」にショックを受け、原則として更正処分を行わず、修正申告の徳憑により事実上税務争訟権を奪ってしまった。そのうえ、行政手続法制定の際、税務行政は除くという一項を設けて税務行政上の納税者の権利をさらに狭めてしまった。

税務職員の質問検査権は法的に存在するが、一方の納税者の権利については規定がない。納税者の権利として、税務調査における事前通知、調査対象期間や調査理由の開示、同一年度に対する再調査の禁止等々を法定すべきである。憲法で租税法主義を明定しながら税務調査については「指導通達」でごまかしている。

税務の第一線にいる税理士会は、先頭に立って納税者権利憲章制定運動を進めるべきであるのに、あまり熱心でない。しかたがないからTCフォーラムの皆さんが一生懸命運動している。OECD諸国など、すでに納税者権利保護法を制定している国の制度を参考に運動の方向を明確にし、世界に遅れをとらないよう、まっすぐな道を行っていく必要があると結んだ。

TCフォーラムの一年の活動報告

二〇〇二年四月一日〜二〇〇三年三月三十一日

- 一、二〇〇二年五月八日 納税者の権利憲章をつくる「大阪の会」(略称 OTC) 結成。
- 二、二〇〇二年五月十八日 定時総会・シンポジウム開催、於・主婦会館 シンポジウムの講師に税制経営研究所所長・谷山治雄氏、静岡産業大学講師・望月爾氏を招き、谷山氏に「イタリアの納税者権利憲章法」について、望月氏に「アメリカ内閣歳入庁抜本改革の現状と課題」と題した講演をお願いした。
- 三、二〇〇二年五月二十九日 民主党・河村たかし議員等の提唱によりTCフォーラムと「税制改革国民フォーラム」との懇談会開催。国民フォーラム側から「国税通則法一部改正案の国会上程を見送ってはどうか」との提案があった。
- 四、二〇〇二年五月三〇日 TCフォーラム中央情報第十三号発行。
- 五、二〇〇二年六月十一日 衆議院第一議員会館第二会議室において「国税通則法一部改正案」国会上程要請国会内緊急市民集会開催。民主党・河村たかし議員、日本共産党・佐々木憲昭議員、社民党・植田むねのり議員が挨拶。翌6月12日、海江田万里民主党衆議院財務金融委員会筆頭理事から、自由党、日本共産党、社民党の各財務金融委員に対し、野党四党により今国会に提出したい旨提案があり、各党はそれぞれ党内手続きに入った。その結果、民主党、日本共産党、社民党は党内手続きを終了した。
- 六、二〇〇二年六月二十七日 自由党財務部会開催。同部会にTCフォーラム事務局メンバーが出席し、「納税者権利保護法」の必要性をレクチュアールし、同部会終了後塩田晋部会長から「申し入れの趣旨に賛成する」旨の回答を得る。ところが自由党はその後野党四党で提出することに反対する立場に急変する。
- 七、二〇〇二年七月二日 民主党・日本共産党・社民党の野党三党の衆議院財務金融委員会理事を提出者として、野党三党の全衆議院議員を賛成者として「税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案」、いわゆる日本版「納税者権利憲章」を衆議院に提出。
- 八、二〇〇二年七月二六日 「国税通則法一部改正案の今国会成立に向けた市民集会」を衆議院第二議院会館第一会議室において開催。民主党・海江田万里議員、日本共産党・佐々木憲昭議員、同吉井英勝議員、社民党・阿部知子議員、同植田むねのり議員から同法案提出の経過報告があった。残念ながら同法案は七月三十一日、会期末により一括廃案となった。
- 九、二〇〇二年七月一七日 TCフォーラム中央情報・第十四号発行。
- 十、二〇〇二年八月一五日 TCフォーラム中央情報・第十五号発行。
- 十一、二〇〇二年一〇月一〇日 運営委員会開催。
- 十二、二〇〇三年一月一七日 日弁連人権擁護委員会・納税者憲章調査研究委員会開催、同委員会に湖東事務局長が出席し、世界各国の納税者権利憲章について報告を行う。
- 十三、二〇〇三年二月五日 事務局員による国会陳情。海江田万里議員と面談、民主党財務金融委員会筆頭理事に生方幸夫議員が就任したため、同議員と面談し海江田議員からの引き継ぎを要請。同日、出版された『世界の納税者権利憲章』を前国会でお世話になった衆参議員らに配布する。
- 十四、二〇〇三年三月二五日 民主党・生方幸夫議員と議員連盟結成の方

向について懇談。

二〇〇三年度、TCフォーラム活動方針

TCフォーラム(納税者の権利憲章をつくる会)は、会則に則り、わが国における納税者(タックス・ペイヤー)の権利確立、納税者の権利保護のため「納税者権利憲章」(「納税者権利基本法」ないし「税務行政手続法」)の制定を目指し、以下の諸活動を行う。

- 一、「納税者権利憲章」「納税者権利基本法」「税務行政手続法」などの法制化を目指し、随時、制定促進市民集会やシンポジウムを開催するなど幅広い運動を展開する。
- 二、当面、超党派による「国税通則法改正案」の成立を目指し、与野党国会議員に対し、国税通則法改正案の成立を求める要請運動を展開する。
- 三、会員に対しニュース(TCフォーラム中央情報)を随時発行する。
- 四、納税者に対する権利侵害の実状を調査・集約し、広く世論に訴える。
- 五、全国においてこの運動を推進し、会員を拡大し組織を強化する。
- 六、弁護士会、税理士会、その他の団体や世界各国の納税者団体と連携して活動を展開する。

以上

2003年度TCフォーラム役員名簿

区分	氏名	所属等
代表委員	北野 弘久	日本大学名誉教授
	大江 志乃夫	茨城大学名誉教授
	池上 惇	京都大学名誉教授
運営委員	植松 省自	税理士
	浦野 広明	立正大学教授・税理士
	粕谷 晴江	税理士(東京税理士会副会長)
	金井 清吉	弁護士
	河野 先	第一経理事務所・税理士
	湖東 京至	関東学院大学教授・税理士
	里見 秀俊	全建総連税金対策部長
	谷山 治雄	税制経営研究所所長
	田村 秀樹	全国保険医団体連合会事務局
	鶴見 祐策	弁護士
	富山 泰一	不公平な税制をただす会事務局長
	谷野 洋	全国商工団体連合会常任理事
	徳田 匡泰	全国青年税理士連盟会長・税理士
	新国 信	税経新人会全国協議会理事長・税理士
	益子 良一	税理士
	長谷川 博	朝日大学客員教授・税理士
	吉本 貢	税理士
事務局・事務局長	湖東 京至	関東学院大学教授・税理士
事務局次長	吉本 貢	税理士
	川村 浩達	全建総連
	牧 伸人	全商連
	田村 秀樹	全国保険医団体連合会
	長谷川 博	朝日大学客員教授・税理士
	益子 良一	税理士
	宮本 浩一	税理士
会計監事	坂内 直治	税理士

定期総会にメッセージを頂いた国会議員の方々(敬称略)

衆議院議員・阿部 知子(社民党)	衆議院議員・佐々木 憲昭(日本共産党)
衆議院議員・植田むねのり(社民党)	衆議院議員・塩崎 泰久(自民党)
参議院議員・大淵 絹子(無所属)	衆議院議員・鈴木 淑夫(自由党)
衆議院議員・海江田 万里(民主党)	衆議院議員・中塚 一宏(自由党)
衆議院議員・河村 たかし(民主党)	参議院議員・峰崎 直樹(民主党)
衆議院議員・木島 日出夫(日本共産党)	衆議院議員・吉井 英勝(日本共産党)
参議院議員・斎藤 つよし(民主党)	衆議院議員・渡辺 喜美(自民党)
	(アイウエオ順)